

八王子市立愛宕小学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（R6 改訂）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針（R4.2月改定）

八王子市立愛宕小学校 いじめ防止基本方針

○いじめの防止等に関する基本的な考え方
すべての児童が安心して学校生活を送ることができるように、教職員は常に人権に配慮した環境づくりや児童一人一人を大切にした指導を行う。

○令和8年度の重点項目
全教員でいじめ対策委員会に関わり、いじめの未然防止、早期発見に努める。

令和8年度はいじめの防止等に向けた課題

- ・毎月行っている各種アンケートや個人面談をもとに、児童の心身の変化を見逃さず、素早く適切な対応をしていく。
- ・教職員で情報を共有し、組織全体の対応力を高めていく。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週金曜日 14時45分から
- 構成員 校長、副校長、全教員、SC
※生活指導部内の主任教諭が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- 1 把握 学校全体で共有、子ども見守りシートの活用
- 2 事実の有無の確認 いじめの事実の有無を調査
- 3 認知 学校いじめ対策委員会でいじめの事実の有無を確認、判断
- 4 対応 具体的な対応の進め方について協議し組織的に対応
保護者へ情報提供
- 5 解消判断 学校いじめ対策委員会にて

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月 2日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 12月18日 「法に基づいたいじめ対応」
講師：八王子市教育委員会スクールロイヤー
- 1月15日 「いじめへの組織的な対応」
講師：谷川由起子（本市統括SSW）

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- ・いじめ予防授業
- ・ふれあい月間の全校朝会での校長講話
- ・セーフティー教室を活用して SNS トラブルに関する授業を全学年で実施
- ・八王子市のリーフレットを活用してのいじめ防止授業
- ・各学年の実態や課題に応じたいじめ防止授業

SOS の出し方に関する授業

- ・スクールカウンセラーによる5年生全員面談の実施（1学期中）
- ・東京都推奨のDVDを活用する等の学年の発達段階に応じた授業の実施
- ・長期休業前の生活指導講話の中で困ったときの相談について指導

いのちの大切さを共に考える日の取組

- ・全校朝会での校長講話
- ・全学級で「いのちの大切さ」についての授業（各教科、道徳、学活）を行うことでかけがえのない命の尊さについて考える。

児童の自己肯定感を高める取組

- ・日々の学習や学校生活において、人権尊重の意識を高めつつ、よりよい学びの場を工夫する。
- ・学級内での当番や係活動、委員会活動、クラブ活動等の充実をはかり、自他の良さを認め合える環境を整える。
- ・縦割り班活動、学校行事等を通してリーダーシップを育成する。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。